

XI-7  
⑤  
11-4  
2

国際文化交流の概要

一、学術

(1) 文献

学術文献の国際交換は、国立国会図書館においても一部行っているが、文部省においても次のようなあつ施をしている。

(1) 各国との直接交換

A ロックフェラー財団からC。I。Eを通じ、東大に約三五〇〇の学術雑誌の寄贈があつた。又スペイン学術会議から約一六〇〇冊の刊行物の寄贈があり、これに対し、日本から約三〇〇冊の学術雑誌を寄贈した。

B 現在アメリカとは約二〇〇件、その他の諸国とは約三〇〇件各学術雑誌、文献の交換が成立している。

(2) ユネスコを通じての交換

「ユネスコ図書館公報」を通じ、ユネスコ加盟国諸機関へ八〇〇〇ヶ所に対し、わが国の交換希望文献の周知方をあつ施しており、すでに多数海外との交換に成立している。

(ロ) 研究情報

(1) 学術論文の海外への紹介

A 国内学術論文に対し、欧文抄録作成のため経費の援助を行っている奨奨している。

B ジャパン・サイエンス・レビューの刊行の援助を行っている。

C 優秀な人文科学関係の学術論文著書を選び、英文の解説作成を行つている。

(2) 研究状況等の紹介

A 日本学術会議において各専門分野の研究連絡委員会を設け、海外学界と連絡を図つている。

B 研究機関、学協会の現状等についてユネスコ及び海外諸国との情報の相互提供を行い、これを国内関係機関に周知

天野 535

させてゐる。

(3) 国際協力研究

A 日本学術会議は、ユネスコ各国国際学術会議及びその他の各国研究機関と密接な連絡をとり、又わが国の研究者及び研究機関もすでに協力し、相当の成果をおさめている。

B ユネスコが特に国際研究を要望している事項——海洋生物の研究、栄養学、天文学、医学等——に対して、その協力を申し出る予定である。

(4) その他

研究用資材の情報交換をユネスコのおつせんにより活発に行つてゐる。

ニ 芸 術

(1) 現代芸術

(I) 美術展覧会の交換

A 新聞社主催による美術の交流——昨年の現代世界美術展、本年の日米交換展、フランス美術展、サロン・ド・メイ東京展、アンデパンダン展等——が行われている。

B 日米交換美術展覧会開催のため、日本現代美術に関する資料の送付方準備中である。

(2) 国際音楽コンクールへの参加

オーストリア国ザルツブルグ市に設けられた「国際音楽オリンピヤード」に参加のため、日本全国委員会を組織し、代表選手の派遣方準備中である。

(3) 映画等の交換

A 現在、仏国政府作製の美術映画と文部省文化映画「法隆寺」その他の交換方内交渉中である。

B 将来芸術、学術、教育各分野にわたり各国と映画、幻燈画等の交換をはかりたい。

ロ) 文化財

文化財保護委員会は、次のような企画をもつて、現在及び将来にわたる文化交流を行おうとしている。

① 相互出品

- A 文化財の長期にわたる相互出品
  - B 世界各地に短期間の交換展覧会開催
  - C 講演会、研究会及び資料等の頒布
- (2) 資料の交換

- A 東洋美術関係の英文出版
- B 文化財に関する図書を中心とし、複製品、写真、絵葉書、レコード、フィルムその他各種の資料の交換又は配布
- C 文化財に関する研究情報の交換
- D 文化財の保存技術の移入

三、教 育

① 教育課程文庫

昭和二十二年米國政府から日本政府に対して教科書の編纂とともにその民間編纂を助成するために、又教育課程その他学校教育各般の問題の進歩発展に寄与するために開設され、現在全国に二十個所ある。各文庫における蔵書の現状は、米國の教育書及び教科書、日本の現行教科書、学習指導要領及び教育専門書等である。

② 教科書の交換

A 教科書、教師用指導書、手引書等の改善発達のため、内外の図書、資料の蒐集、調査研究する必要があるため、米國をはじめ、諸外国と現行教科書及び指導要領等の交換を行っている。

B 将来、予算の増額をはかり、調査研究の組織的な機構を考ふる必要がある。

③ 国際教育会議への参加

アメリカ合衆国、英国その他十数ヶ国が参加し、既に四回の

国際教育会議を開催している。わが国教育家もこの会議に参加するため、「全国教育者協会」を組織し、今夏七月二十日から二十六日まで地中海マルタ島で開催される第五回国際教育会議に代表を派遣するよう努力中である。

#### 四 人物交換

(1) 研究者の外国派遣並びに外国人研究者の招致

(1) 欧米諸国への科学技術者の派遣

A 一人三ヶ月以内で科学技術者を海外に派遣しているが、財政的事情により、大学関係者は、年間二十人前後である。  
B ガリオア資金により若干名の科学技術者派遣が行われている。

(2) アジア諸国への科学技術者の派遣

A アジア諸国の要請に基づき日本の科学者並びに技術者の派遣につき研究中である。

B わが国研究機関の研究協力について要請あり、これに対する体制を研究中である。

(3) 各種国際学術会議への研究者の派遣

昭和二十四年度から各種国際会議よりわが国の学術団体や学者に対して出席方の招待があり、昨年約三〇人の学者が、米國はじめ西歐、南米等の各種学術会議に出席した。

(4) 大学教授の交換

交換教授制度を復活する必要がある。

(5) 外国人教師の招へい

A 昭和二十六年四月から二年間、三十五名の米國人教師をわが国の大学に派遣することに決定した。  
B その他、英国及びフランスにおいても教師の日本派遣について考慮中である。

(ロ) 留学生の外国派遣並びに外国留学生の受入

留学生の米國派遣

昭和二十四年度、はじめて約五〇人の教員養成関係大学の教官が、ガリオア資金により一ケ年留学する機会が与えられ、昭和二十五年度は公共の福祉に奉仕せんとする学徒約三〇〇人渡米し、昭和二十六年度は約五〇〇人渡米する予定である。

(2) その他の諸国に対する留学生の派遣

A フランスへの留学

昭和二十五年度は、六名経費仏政府負担により渡仏し、昭和二十六年度は若干名派遣の見込みである。

B 英国への留学

昭和二十六年度は、九名、経費英政府負担により、送り得ることとなっている。

O インドへの留学

昭和二十六年年度、一名印度政府招へいにより派遣の予定  
D スペインへの留学

昭和二十五年―二十六年年度、若干名スペイン政府招へいにより派遣の予定。

(3) 外国留学生の受入

A 現在、南方諸国より E O A F E 一国際連合極東経済委員会を通じて数十名の日本留学生希望があり、また琉球からも数百名に上る留学希望がある。

B 講和條約締結後は、日本留学の希望がますます増加することが予想されるから予め、その対策を講じて置く必要がある。

(4) 文化アタッシェの派遣

外国派遣の学者及び留学生に関する事務の処理、学術文化に関する教授の交換等に当らせるため、学者、教育者中より適任者を選び、在外大使館に文化アタッシェとして配置することが必要である。

## 五 文化交流施設

### (イ) 日仏会館の充実

フランス政府は、日仏文化交流に資するため、昨年日仏会館に対し、二五〇〇万フランを支出することになり、日本側もその好意に答え、本年度より毎年、同会館に対し、補助金を支出したいと期している。

### (ロ) 国際学生会館の創設

渡日留学生、外国人学者等の日本における生活、研究に便ならしめるため、主要都市に数百人を収容するに足る国際学生会館を設置する必要がある。

### (ハ) 学術情報所の創設

学術文献、資料、研究成果、研究者等に関する情報を広く海外に伝え、又内外の学術情報を国内諸機関に周知させるためには、学術情報所の創設が不可欠の要件である。このこと

の必要性については、すでに日本学術会議から政府に勧告されており、目下文部省において日本学術会議と連絡し、その機能、構成等につき具体案を立案準備中である。